

【所得制限限度額表】

母・父または養育者本人の前年所得(1月から9月に申請する場合は前々年)を、税法上の扶養親族の数と照らし合わせてみてください。

配偶者、兄弟姉妹又は3親等以内の直系血族で同居している親族がいる場合は、その人の所得にも制限があります。この金額を超えると手当の全部が停止されます。

(単位:円)

税法上の扶養人数	父、母又は養育者				孤児等の養育者(同居の扶養親族)	
	全部支給 <small>(この金額を超えると手当が一部停止されます)</small>		一部支給 <small>(この金額を超えると手当が全額停止されます)</small>		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0人	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5人	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000
備考	(1)老人扶養親族がある場合は、1人につき10万円が加算 (2)特定扶養親族(又は19歳未満の控除対象扶養親族)がある場合は、1人につき15万円が加算				老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円加算 (扶養親族等の全員が老人扶養親族の場合は一人を除く)	

所得から控除できる金額

平成31年(2019年)4月1日現在

雑損控除
医療費控除
小規模企業共済等掛金控除
配偶者特別控除
公共用地取得による土地代金等の特別控除

}

相当額

障害者控除 27万円
特別障害者控除 40万円
勤労学生控除 27万円
社会保険料 一律 8万円

(母である受給者以外で該当する方のみ寡婦控除27万円、特別寡婦控除35万、父である受給者以外で該当する方のみ寡夫控除27万円が控除されます)

寡婦(夫)控除にはみなし適用があります。

※詳細について、またご不明な点などありましたら担当課までお問い合わせください※